

酒類リターナブル商品に関するお知らせ

2019年10月1日から、酒類リターナブル容器（※1）入りの商品は、伝票に容器代を記載させて頂きます。
ご理解をお願い申し上げます。

【伝票に容器代を記載しなければならない理由】

●酒税法に基づく国税庁の「取引基準」において、私ども酒販業者が、酒類リターナブル容器の容器代を転嫁していない取引（料飲店様への販売）は「不適切なもの」との旨が示されています（※2）。

しかし、現在、料飲店様への販売において、容器代を転嫁できていない取引（伝票に商品価格だけ記載した取引）がほとんどです。

→この状態が続きますと、私ども酒販業者は「取引基準」違反となり、国税当局から処罰されることとなります。私ども酒販業者は、免許業者として率先して法令を遵守しなければならない立場にあります。

●酒類リターナブル容器は、発売メーカーの資産であり、このため私ども酒販業者は、容器保証金制度によってメーカーに容器保証金を支払っています。これは、料飲店様に販売した容器が「すべて販売した酒販業者に返却される」ことを前提としています。

しかし、現在、料飲店様に販売した酒類リターナブル容器がゴミとして処理されたり、販売した酒販業者以外の酒販業者に返却されたりする事例が目立っています。

→この状態が続きますと、長年築かれてきた酒類リターナブル容器の返却・回収・再使用という循環が崩れかねません。私ども酒販業者は、免許業者として率先して資源循環型社会の維持・継続に貢献する販売を続ける責任があります。

したがって、今後のお取引において、伝票に「容器代」を記載させて頂く必要があります。何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※1 酒類リターナブル容器とは、ビールや日本酒、サワーの樽・瓶・P箱をいいます（一部の清涼飲料瓶製品の瓶・P箱を含む）。

※2 2017年6月1日に改正酒税法に基づき国税庁告示「酒類の公正な取引に関する基準（取引基準）」が施行されました。国税庁がホームページで公開している「取引基準」のQ&Aは、売上原価の算定において容器代について「販売価格は樽代込み、仕入価格は樽代抜きといった計算は認められない」としています。

全国小売酒販組合中央会
全国酒類業務用卸連合会